

松戸市入札監視委員会条例の制定について

松戸市入札監視委員会条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

本市発注の建設工事等に係る入札手続に関し、その一層の適正化を図るに当たり、市長の附属機関を設置するため。

松戸市入札監視委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本市が発注した建設工事及びこれに関連する業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約の手続の運用状況等に関する事項
- (2) 建設工事等の一般競争入札における入札参加資格の設定理由、指名競争入札における指名理由及び随意契約における契約相手方の選定理由に関する事項
- (3) 入札及び契約に係る再苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

| | |
|--------------|------------|
| 松戸市入札監視委員会委員 | 日額 8,500 円 |
|--------------|------------|